

証官任免(十一号)

内閣人第一〇三三号

起案

令和三年八月二六日

決定	令和三年八月二七日
上奏	令和三年八月二七日
裁可	令和三年八月二七日

施行

令和三年八月二七日
令和三年八月二七日
令和三年八月二七日

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

萩原

内閣官房副長官

萩原

萩原



内閣総務官



麻生 国務大臣

田村

田村 国務大臣

岸

岸 国務大臣

坂本

坂本 国務大臣

武田 国務大臣

野上

野上 国務大臣

井上

井上 国務大臣

西村

西村 国務大臣

上川 国務大臣

梶山

梶山 国務大臣

棚橋

棚橋 国務大臣

平井

平井 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽

赤羽 国務大臣

加藤

加藤 国務大臣

平沢

平沢 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉

小泉 国務大臣

河野

河野 国務大臣

丸川

丸川 国務大臣

検事長に任命する

法務事務次官

辻

裕

教

内閣

特命全權大使に任命する

願に依り本官を免ずる

高木昌弘

尾崎哲

前田哲

和田充広

久保雄嗣

千田恵介

浅利秀樹

中原淳

高杉優弘

検事長 中川清明

(以上九月三日予定)

内閣

法務省人検第224号

令和3年8月25日

内閣総理大臣殿

法務大臣

(公印省略)

下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、名古屋高等検察庁検事長中川清明の退官に伴い、その後任に
仙台高等検察庁検事長大場亮太郎を、その後任に法務事務次官辻裕教をそれぞれ
充てようとするものであります。

記

検事長に任命する

名古屋高等検察庁検事長

願に依り本官を免ずる

法務事務次官 辻 裕 教

検 事 長 中 川 清 明

(令和3年9月3日付け)

1 丁										法 務 省			
年	月	日	事	項	庁	名	本籍	氏名	辻	ひるゆき			
五八	一〇	三一	司法試験第二次試験合格		司法試験管理委員会								
五九	三		東京大学法学部卒業										
〃	四	一	司法修習生を命ずる		最高裁判所								
六一	四	三	司法修習生の修習終了										
〃	〃	四	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する		法務省								
六二	三	二七	盛岡地方検察庁検事に配置換する										
六三	三	二八	東京地方検察庁検事に配置換する										
平成二	七	六	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する										
			福岡地方検察庁検事に配置換する										
			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する										
			名古屋地方検察庁検事に配置換する										
四	四	一	東京地方検察庁検事に配置換する										
六	四	一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する										

出生地
現住所

出生年月日
旧氏名

昭和三六年一〇月四日

氏名

辻 裕教

2 丁		法 務 省											
年	月	日	事 項										庁 名
平成六	一一	二二	外務事務官（総合外交政策局）に併任する										内 閣
七	三	三〇	（期間は平成六年十一月二三日までとする） 外務事務官（条約局）に併任する										
〃	八	一三	（期間は平成七年四月一八日までとする） 外務事務官（条約局）に併任する										
〃	〃	〃	（期間は平成七年八月二五日までとする） 法務省矯正局付に併任する										
一一	一二	一	法務省矯正局付に併任する										
〃	四	一	甲府地方検察庁検事に配置換する										
〃	〃	〃	甲府地方検察庁三席検事に指名する										
〃	〃	〃	法務事務官（法務省刑事局付、法務省矯正局付）の併任を解除する										
一三	五	七	東京地方検察庁検事に配置換する										
〃	〃	〃	法務事務官（法務省刑事局刑事法制課刑事法制企画官）に併任する										
〃	〃	〃	甲府地方検察庁三席検事の指名を解く										
〃	〃	〃	法務省大臣官房司法法制部付に併任する										
〃	七	一六	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する										
〃	〃	〃	内閣官房司法制度改革推進準備室参事官を命ずる										
〃	〃	〃	司法制度改革推進本部事務局参事官に併任する										
外 務 省	〃	〃	〃										外 務 省
法 務 省	〃	〃	〃										法 務 省

辻 裕 教

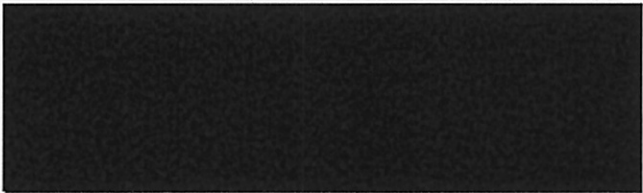
4 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	庁 名							
平成二三	四	八	法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省							
二四	一〇	一	法務省人事管理官を命ずる	法務省							
			最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁							
			法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省							
			法務省人事管理官を命ずる	法務省							
二五	七	五	松江地方検察庁検事正に配置換する	松江地方検察庁							
			広島高等検察庁検事に併任する	広島高等検察庁							
			広島高等検察庁松江支部勤務を命ずる	広島高等検察庁							
			広島高等検察庁松江支部長を命ずる	広島高等検察庁							
			法務省人事管理官を免ずる	法務省							
			最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁							
二六	一	九	法務省大臣官房付に充てる	法務省							
			広島高等検察庁検事の併任を解除する	広島高等検察庁							
二七	一二	一〇	法務省大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる	法務省							
二八	九	五	法務省大臣官房長に充てる	法務省							
三〇	一	九	法務省刑事局長に充てる	法務省							
三一	一	一八	法務事務次官に任命する	法務省							

辻 裕 教



内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

名古屋高等検察庁
検 事 長



退 官 願

